### 訳者による解説

本書の中で取り上げられた薬剤のいくつかについて、ここで解説しようと思います。なお、日本と米国では薬剤の使用に関する法律や基準に違いがあり、それぞれの国で使用が認められている薬剤、そして一般によく使われる薬剤にも違いがあります。本書で言及されている薬剤は 2004 年の米国での使用基準に沿って説明されたものであり、中には日本で認められていない薬剤や日本の使用基準にそぐわない内容のものもあります。しかし、米国の青少年の間で実践されている豚の育成計画というものをより深く理解するため、また本書の内容をできるだけ尊重するために、あえて変更を加えずに原文にそって翻訳しました。本書に記載された薬剤に関する情報は、この文の後にリストにして載せていますので、あわせて参考にしてください。また、病気に関することや薬剤の使用については、必ず獣医師との相談の上、決定するようにしてください。

また、あわせて日本でも耐性菌の発生と関連づけられた大きな話題として取り上げられている、「成長促進を目的とした抗菌性飼料添加物」についてここで少し解説したいと思います。

日本では飼料安全法のなかで、栄養成分の有効利用の促進、生産性の低下防止を目的として使用できる抗菌性飼料添加物が現在 31 種類定められています。これらは飼料製造管理者による管理が義務付けられています。実際の使用にあたっては配合飼料にすでに添加されている場合がほとんどで、配合飼料の表示票の飼料添加物のリストに記載されています。

日本で家畜への使用が認められている抗菌性物質は、これらの「飼料添加物」と、獣医師の管理の下で使用できる「動物用医薬品」に分けられます。これらとは別に、「飼料添加剤」とは動物用医薬品の中でも飼料に添加、混和または浸潤して投与する医薬品のことを言うものです。

具体的な例をあげて解説すると、下のリストにもあるバンミンスには日本では有効成分が酒石酸モランテルのものと、クエン酸モランテルの二種類があります。どちらも駆虫作用を持ち、家畜に利用できますが、クエン酸モランテルは飼料添加物に指定されているので実際に使うのは飼料製造管理者、つまりほとんどの場合で配合飼料メーカーということになります。

これに対して、酒石酸モランテルは獣医師による診断の元で処方される動物 用医薬品であり、皆さんが家畜の治療で使用するのはこちらです。飼料添加物 のクエン酸モランテルは予防的に使われますが、動物用医薬品の酒石酸モラン テルは治療を目的として使うもので、使用期間も原則として最大 7 日間に制限 されます。また、飼料に混和して家畜に投与する酒石酸モランテルは「飼料添 加剤」という事になります。 まとめなおしますと、「成長促進目的の抗菌性飼料添加物」とは主に配合飼料メーカーが使用する抗菌性物質であり、こちらは飼料管理者の下で厳密に管理されています。これに対して、農場で使われる抗菌性物質は治療を目的としたものであり、適切な使用に関して獣医師による管理の下、それぞれの農場で注意しなければなりません。

皆さんがこれらの抗菌性物質について最も気をつけなければならないのは、 生産物への残留です。動物用医薬品は獣医師の指示の元で適正な休薬期間を守 らなければなりません。また、抗菌性物質を含む配合飼料を使用している場合、 決められたステージの動物以外に給与しないように注意しなければなりません。 抗菌性物質は育成期の餌によく使われていますが、これらの餌を出荷前の家畜 に与えると薬物の残留につながるので決して与えてはいけません。

抗菌性物質は適切に使用すると家畜の生産に大きく貢献してくれますが、間違った使い方をすると風評被害など家畜産業そのものに莫大な損害を与えるだけでなく、消費者の健康にも影響を与えます。

サンダースが本書の中で語るように、家畜にストレスを与えない適切な健康 管理を実践してこそ、薬剤が本来の効果を発揮します。以下に記載された薬剤 のリストは日本と米国、そしてその他の国々の畜産現場の違いを理解するため の1つの参考として役立てていただけるようお願いします。

# ペイレーン Paylean:

イーライリリー社製。有効成分は塩酸ラクトパミンです。牛や豚の増体重、飼料効率の改善、赤身肉割合の向上を目的として飼料添加して使われます。なお、日本では薬事法等において認められていないので使用できませんが、輸入肉などに対する残留基準は設定されています。

#### カルバドックス Carbadox:

日本でも動物用医薬品として認められている合成抗菌剤です。かつては幅広く使われていましたが、その代謝物の発がん性が指摘されてからあまり使われないようになりました。

#### バンミンス Banminth:

ファイザー社製。本書で紹介されているバンミンスはピランテルが有効成分ですが、日本で販売されている同名の製品は酒石酸モランテル、もしくはクエン酸モランテルが有効成分のものであり、どれも線虫類に対する駆虫作用を有します。クエン酸モランテルは日本の飼料添加物に指定されています。

# セーフガード Safeguard:

米国インターベット社製。有効成分はフェンベンダゾール。同成分を含む豚用の駆虫剤が日本でも入手できます。

# タクティック Taktic:

米国インターベット社製。有効成分はアミトラズ。アミトラズは殺ダニ効果を 有し、日本では農薬や犬用の殺ダニ剤として使われています。

# アイボメック Ivomec:

メリアル社製。有効成分はイベルメクチン。日本では同名の製品以外にもいく つかのイベルメクチン製剤が豚用の駆虫薬として使われています。

# エプリネックス Eprinex:

メリアル社製。有効成分はエプリノメクチン。日本では未承認です。

#### デクタマックス Dectamax:

ファイザー社製。有効成分はドラメクチン。日本でも牛、豚用の駆虫剤として同製品が利用できます。

### Mu-Se:

シェリングプラウ社製。米国で販売されている牛用のビタミン E・セレン注射 剤で、要指示医薬品に指定されています。日本でもビタミン E とセレンを含む 製剤やサプリメントがいくつか利用できます。